

契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 三重県立こころの医療センター入院時使用物品サポートサービス
提供業務
- 2 履行場所 三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター
- 3 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、履行期間満了後も、双方に異議がない場合は、1年ごとの延長を可能とし、
最大4回まで契約更新ができることとする。

委託者「三重県」(以下「甲」という。)と、受託者「」(以下「乙」という。)との間において、上記業務委託について契約を締結し、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業管理規程第2号。以下「会計規程」という。)及び次の条項によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県病院事業庁 病院事業庁長 河合 良之

(乙) 住所又は所在地
氏名又は商号
職名及び代表者氏名

(総則)

第 1 条 甲は、別添仕様書及びサービスメニュー表 (付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。) により、三重県立こころの医療センター入院時使用物品サポートサービス提供業務 (以下「CSセットサービス」という。) の実施を上記の契約期間をもって乙に委託する。

2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。

(委託料等の不存在)

第 2 条 本委託契約の締結にあたり、委託料又はコミッション等の名称の如何にかかわらず、甲及び乙の双方に対価の支払い義務は存在しない。ただし、甲の規程に基づく行政財産目的外使用許可に伴う使用料等については、甲の請求により乙が負担する。

(サービス実施に係る許諾)

第 3 条 甲は、本契約に基づき、乙が三重県立こころの医療センターにおいてCSセットサービスを実施することを許諾する。

2 甲は、CSセットサービスと同等もしくは類似のサービスを自ら実施しないこととし、乙以外の第三者によるサービスの実施も許諾してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第 5 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

(甲が行う業務)

第 6 条 甲は、乙が実施するCSセットサービスにおいて次の業務を引き受けることとし、これを甲の職員等に行わせる。

- (1) CSセットサービス契約に係る概要説明及び受付
- (2) サービスに係る利用日数等の確認と乙への連絡
- (3) サービス物品等の提供及び回収
- (4) サービス物品等の保管場所の提供
- (5) その他上記に付随する業務

(サービス物品等の適正使用)

第 7 条 甲は、乙が供給するサービス物品等を、CSセットサービスの実施以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、CSセットサービス契約を締結していない入院患者に対してサービス物品等を提供することのないよう、善良な管理者としての注意をもってサービス物品等を管理しなければならない。

(業務実施に係る留意事項)

第8条 乙は、CSセットサービスの実施にあたり、甲の規則及び甲から個別に受けた指示を遵守しなければならない。

2 乙は、CSセットサービスに係る物品等の消毒又は清潔保持による感染予防に努め、甲は、必要に応じアドバイス及び指示等を行い、これに協力しなければならない。

3 乙は、CSセットサービスに係る物品等の保管場所の清潔保持と整理整頓に努め、甲は、これに協力しなければならない。

4 甲及び乙は、サービス利用者からの質問又はクレーム等について、円満に解決できるよう相互に協力する。

(滞納への対応)

第9条 甲は、サービス利用者が利用料金を滞納した場合、乙の判断により、CSセットサービスの提供停止又はサービス利用者との契約を解約することがあることを承諾する。

2 利用料金を支払わないサービス利用者に対しての督促及び取り立ての終了は、乙の判断によることとする。

(著作権の帰属)

第10条 乙が作成するCSセットサービスの説明資料及び書類等の著作物に係る著作権については、乙に帰属する。

(個人情報の帰属及び保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行中に知り得た情報を、相手方の承諾なくして他に漏洩してはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、若しくは契約期間を変更することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第15条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においては、甲がその費用を負担するものとし、その損害額は、甲乙協議して定める。

(不可抗力)

第16条 甲及び乙は、天災地変、戦争、テロ行為、暴動、法令の制定・改廃等の不可抗力によって本契約を履行できない場合、相手方に対し一切の責を負わない。

(不当介入に対する措置)

第 17 条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

2 乙が、前項の第 2 号又は第 3 号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(甲の解除権)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わない。

- (1) その責に帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (5) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合には、乙は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
- (2) 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。

2 第 1 項第 2 号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に

要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 22 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める